

基本検討項目

基本検討項目 「まちづくりを進めていくうえで大切にすること」

「まちづくりの主体（担い手）」

市民	(個人)
	(コミュニティ)
	(NPO)
	(企業)
	行政(市)
市議会	
その他	

情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>(情報の公開、提供) ・行政に関する情報が市内外にわかりやすく公開、発信され、市民が容易に入手できること</li> <li>(情報の共有) ・市の財政についての情報も公開されること</li> <li>(市民の意見) ・行政に関する一元化された情報を、市民が多様な方法で共有でき、さらに相互に情報及び意見を交換できる場を持つこと</li> <li>(説明責任) ・市は、市政に対する市民意見を積極的に受け付け、それらを公開すること</li> <li>・市は、市政の全てにおいて説明責任を果たすこと</li> </ul>
教育(人づくり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(学習) ・全ての市民が公平で自由に学習ができること</li> <li>(人づくり(人材育成)) ・まちづくりのリーダー(指導者)やコーディネーターを育成すること</li> <li>・次世代を見据えたまちづくりをし、後継者を育成すること</li> <li>・人を大切にする心や郷土愛、まちづくりに参加する意識を育てること</li> </ul>
市民参加・参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>(誰もが参加・参画できる) ・市民みんなでまちづくりに参加・参画できること</li> <li>(意識の醸成) ・市民が市政、まちづくりに関心を持ち、サービスの担い手として自主自立の意識を醸成すること</li> <li>(市民意見を市政に反映させる仕組み) ・市民参加・参画の制度をわかりやすいものにし、市の事業の様々な段階から市民の意見を取り入れ、市民が直接まちづくりに参加・参画できること</li> </ul>
協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>(役割と責務) ・市民と行政の役割と義務、責務を明確にすること</li> <li>(信頼関係) ・市政運営を透明にし、市民と行政が信頼関係を築くこと</li> <li>(原則・定義) ・協働の原則、定義を明確にすること</li> </ul>
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(定義) ・コミュニティの定義を明確にすること</li> <li>(交流) ・コミュニティ内外の交流を活発にすること</li> <li>(地域の絆) ・絆で結ばれた地域社会づくりをすること</li> </ul>
歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>(歴史・文化の尊重) ・地域の歴史や文化、伝統、自然を尊重したまちづくりを行い、産業振興、文化振興、観光に活かすこと</li> </ul>
平等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(参加・参画) ・全ての市民が平等にまちづくりに参加・参画する権利を持つこと</li> <li>・意見は全て平等であること</li> <li>(まちづくり) ・全市的に平等なまちづくりを行い、且つ各地域の特色も活かすこと</li> <li>・市民と行政が平等であり、信頼関係を持つこと</li> <li>(差別がない) ・あらゆる差別がなく、人権が尊重されること</li> <li>・ハンディのある人や老人、子どもを大切にする</li> </ul>
安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>(防災、防犯) ・地域全体で助け合いの精神を持ち、市民レベルの防災・防犯対策をしていくこと</li> <li>・災害時の情報が、市民まで正確に伝達されること</li> <li>(生活) ・女性や子どもの心と身体を守っていくこと</li> <li>・子育てや老後について、安心して過ごせるまちづくりを行うこと</li> </ul>
住みやすさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(定住性) ・住みやすさの指標にもとづいて、長く住み続けられるまちづくりを行うこと</li> <li>(生活環境) ・働く環境や福祉を充実させること</li> </ul>
環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>(生活環境) ・「ゴミを出さない」、「ゴミの再使用」、「ゴミの再利用」をさらに推進していくこと</li> <li>・食の安全を確保すること</li> <li>(景観保全、保護) ・自然環境、景観を保全、保護すること</li> </ul>
共通認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報を共有することにより、まちづくりについての共通認識を持つこと</li> <li>・市民相互の連帯感を持ってまちづくりを行うこと</li> </ul>
男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>(意識の醸成) ・老若男女を問わず、誰もが平等な立場でお互いをパートナーとして認め合うこと</li> <li>(地域社会) ・地域社会において、風習にとらわれずに男女共同参画を推進すること</li> </ul>
交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>(地域間交流) ・情報発信により、市内外の地域間交流を活発にすること</li> <li>(世代間交流) ・世代間交流を活発にすること</li> </ul>
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>(評価への的確な対応) ・状況の変化に応じた事業評価をすることにより、納税者でありまちづくりの主役である市民が満足するまちづくりを行うこと</li> <li>(第三者評価) ・市の事業や業務の各段階における評価に、第三者評価や市民の参加による評価を行うこと</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民投票制度 ・住民投票制度をルール化し、住民意思を直接的に確認できるようにすること</li> <li>地域自治区、地域協議会 ・地域自治区の位置付けを明確にし、地域協議会の設置期間についても協議していくこと</li> <li>まちづくり ・広い視野、展望に立ち、合併してよかったと思えるまちづくりをすること</li> <li>自治基本条例の尊重 ・個別条例、規則等の制定に際し、自治基本条例を最大限に尊重すること</li> </ul>